

令和3年度 杉並区農業委員会活動計画

杉並区農業委員会は、農地法に基づく権利移動等に関する届出事務等、様々な農業振興策を通じて都市農業に対する理解の促進に努めてきた。昨年度は特定生産緑地法が施行され、区内の生産緑地が申請に基づき、特定生産緑地として認められた。

今後も、これまで取り組んできた都市農業に対する理解の促進に加え、国など行政機関への意見提出や農業者への的確な情報を伝え意見を集約する活動、貸借等新たな法律への対応に重点を置き、当農業委員会として下記のとおり活動計画を定めることとする。

記

1 計画策定の視点

区では、現在、概ね10年後の区を展望した基本構想の策定とともに新たな総合計画、実行計画の策定を予定している。また、都市農業振興基本計画を包含する産業振興計画の策定も予定していることから、当委員会としては、更なる都市農業の維持・発展につながるよう、各計画等に意見を反映させていく。

さらに貸借の活性化など農地保全に向けた取り組みを行う農業関係団体と連携するとともに、関係法令等の改正について農業者への啓発活動を徹底する。

2 都市農業に対する理解促進

- (1) 杉並産農産物を周知するため、農産物直販マップやのぼり旗、野菜袋等の啓発グッズ、また農業者個人に焦点をあてた農業情報誌「杉並農人」を活用したPR活動に協力する。
- (2) JA、他の自治体とも連携し、都市農業の重要性をPRする
- (3) 区内農業の実態を踏まえ、新たな営農支援策の検討・助言を行う。
- (4) 認定農業者制度の周知促進や認定件数を増やす活動を行う。

3 農地の保全と適正管理

- (1) 生産緑地法及び関係税制の改正について重点的な啓発を行うとともに、生産緑地の追加指定のPR活動を行う。また、農地利用状況調査等を強化するとともに、関係部署と連携し、説明や会の開催や、農地利用状況調査等を強化する。
- (2) 生産緑地や相続税納税猶予制度適用農地について、営農状況の把握・適正管理の徹底に努める。

- (3) 農業委員の日常活動について、「農業委員活動記録カード」を有効に活用し、記録の徹底に努める。また、活動記録カードの問題事例を協議し共通認識を深め問題解決を図る。
- (4) 都市農地の貸借の円滑化法について、JAら関係機関と連携し、周知を図るとともに、農業を継続することが難しい農業者に対して、農地の貸借や区民農園の開園などの提案を実施し、農地保全に繋がるような支援を図っていく。

4 企業の農業経営と担い手の育成・支援

- (1) 農業経営の発展と経営者育成のため、都や農業会議等で実施する各種育成事業への積極的参加を図る。
- (2) 地域や農業類型別に組織された企業の農業経営集団は、杉並区の農業を担う要である。これからも地域の期待に応えられる集団として指導・育成する。
- (3) 農業者の営農意欲を高め、農業者と区民との交流を深める貴重な機会である農業祭において、農産物品評会を共催し、入賞者等を表彰する。
- (4) 顕彰事業
 - ア 企業の農業経営を実践する先進農業者と杉並農業の発展のための推進力となる農業後継者を農業祭式典において表彰する。
 - イ 農業関係功労者の表彰について、農協の協力を得て候補者を選定する。

5 調査・情報提供活動等

- (1) 区内農業の実態把握のため、農業経営実態調査を実施し、区内農業の状況、農業者の意向等を確認する。
- (2) 農業委員会活動の理解を深める「農業委員会だより」を発行する。
- (3) 生産緑地法の改正や都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定等生産緑地を巡る情勢の変化について情報を収集し、的確な対応をはかる。